



水道の使用をやめるとき、引っ越しされるときは

水道の使用をやめるとき、又は引っ越しをされるときは届出が必要です。
中止希望日の3営業日前までに下記のことについて、電話等でご連絡
ください。

1. ご住所(水道をお使いになっていた場所)
2. お名前(水道をお使いになっていた方)
3. 連絡先の電話番号(携帯電話を含みます。)
4. 使用中止日
5. 水道を使用されていた人数
6. 転居先のご住所、連絡先の電話番号
7. 水道料金の精算方法(口座振替、納入通知書による支払いなど)
8. 届出された方の住所・氏名・連絡先(使用者本人でないとき)

※中止のご連絡をいただきませんと、ご使用されなくても基本料金が
かかりますのでご注意ください。

※土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)及び
営業時間(8:30～17:15)外の受付・作業は原則として行いません。
ご連絡は余裕をもってお願いします。

※蛇口を完全に閉めてからお引っ越しください。

◎インターネットからもお申込みいただけます。
詳しくは釜石市ホームページをご確認ください。